

# 常滑武豊衛生組合職員通勤手当支給規則

昭和59年3月23日

規則第2号

改正

昭和61年10月17日規則第3号      昭和63年 6月 2日規則第2号  
平成 3年 4月 1日規則第1号      平成 7年 6月30日規則第3号  
平成25年 3月 4日規則第1号      平成26年12月 1日規則第4号

(総則)

第1条 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(昭和37年条例第13号。以下「条例」という。)第15条の規定による通勤手当の支給については、この規則の定めるところによる。

第2条 条例第15条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

2 この規則に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車その他の交通の用具で第9条に定めるもの(以下「自動車等」という。)の使用距離は、一般に使用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(通勤手当の支給)

第3条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が

片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(条例第15条第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)につき、第6条に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうちもっとも長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、第7条に定める職員にあつては、その額から、その額と同条に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が5  
キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道 5キロメートル以上 10キロメートル未満 4,200  
円

ウ 使用距離が片道 10キロメートル以上 15キロメートル未満 7,100  
円

エ	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,000 円
オ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
カ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800 円
キ	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
ク	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600 円
ケ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
コ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200 円
サ	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
シ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800 円
ス	使用距離が片道 60 キロメートル以上	31,600 円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 第8条に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同条各号に定める期間につき、当該各号に定める額  
(届出及び決定)

第4条 職員は、新たに第3条第1項の職員としての要件を具備するに至った場合には、通勤届(様式第1号)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

- (1) 任命権者を異にして移動した場合
  - (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合。
- 2 任命権者は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出

に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が前条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 3 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（様式第2号）に記載するものとする。

（通勤することが困難な職員）

第5条 第3条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- （1） 住居又は勤務公署のいずれかの一が離島等にある職員
- （2） 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（交通機関等に係る通勤手当の基準）

第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間（常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 3 第3条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- （1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められ

る交通機関等通用期間が支給単位期間である定期券の価格

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21 回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 か月当たりの勤務所要回数分）の運賃等の額

(3) 管理者の定める交通機関等 管理者の定める額

4 第 2 項ただし書きに該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（再任用短時間勤務職員の基準）

第 7 条 条例第 15 条第 1 項ただし書きの管理者が規則で定める職員は、通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員のうち、平均 1 か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員とし、同項の管理者が規則で定める割合は、100 分の 50 とする。

（交通機関等及び自動車等を利用する職員の通勤手当）

第 8 条 第 3 条第 2 項第 3 号に規定する職員の区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額（同項第 1 号に規定する 1 か月当たりの運賃等相当額及び同項第 2 号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 か月当たりの運賃等

相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) 第3条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

(交通の用具)

第9条 第2条第2項に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

(支給日)

第10条 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第15条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の常滑武豊衛生組合職員の給与の支給等に関する規則（昭和61年規則第5号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 次の各号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間等は、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第3条第2項

第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が第3条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（支給の始期及び終期）

第11条 通勤手当の支給は、職員に新たに第3条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれのものが離職し、又は死亡した日 通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額）

第12条 条例第15条第3項の管理者が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第3条第1項の職員としての

要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の途中において休職にされ、専従許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号。以下「派遣法」という。）第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第 15 条第 3 項の管理者が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 か月当たりの運賃等相当額等（第 8 条第 1 号に掲げる職員にあっては、

1 か月当たりの運賃等相当額及び第 3 条第 2 項第 2 号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に 1 か月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1 か月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給

単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

イ 第10条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

(3) 条例第15条第3項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月の翌日以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第13条 条例第15条第4項に規定する管理者が規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第6条第3項第3号の管理者の定める交通機関等 1か月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の

規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 専従許可を受け、派遣法第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他管理者の定める事由が生ずること。

（支給単位期間の開始）

第 14 条 支給単位期間は、第 11 条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、派遣法第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第 15 条 第 3 条第 1 項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当

は、支給することができない。

(確認)

第16条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第3条第1項の職員としての要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年10月17日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年6月2日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年4月1日規則第1号)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この通勤届は、当分の間、従前の様式の通勤届によることができる。

附 則 (平成7年6月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月4日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者 殿	勤務公署名			届出の理由(該当する□にレ印を付する。) <input type="checkbox"/> 1 新規( <input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 2 住居の変更 <input type="checkbox"/> 3 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 4 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5 その他
	所在地			
職員番号	氏名	㊟		
住居の所在地	〒 電話(      —      —      )			
常滑武豊衛生組合職員通勤手当支給規則第4条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 (直前の届出の区間と同一の区間がある場合は、該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)				

順路	通勤方法の別	区 間	距離(概算)	所用時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住居 から( 経由) まで	. km	時間 分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から( 経由) まで	. km	時間 分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から( 経由) まで	. km	時間 分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から( 経由) まで	. km	時間 分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から( 経由) まで	. km	時間 分		円	
6 <input type="checkbox"/>		から( 経由) まで	. km	時間 分		円	
他に利用できる交通機関等の 名称及び利用区間等						総通勤距離(概算)	. km
						総所要時間(概算)	時間 分

記入上の注意

- この届には、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 「通勤方法の別」の欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6か月)、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6か月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 通勤経路の略図(経路朱線)を別に作成し、この様式に添付する。

通勤手当認定簿

氏名		所 属						事実発生年月日		年 月 日									
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交代制勤務に従事する職員等		平均1か月当たりの通勤所要回数						回		提出年月日		年 月 日							
		算出式								受理年月日		年 月 日							
1 交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券・その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1か月当たりの運賃等相当額	交通機関等の認定期間	取扱者認 印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備 考	
		交通機関等の名称	利用区間		回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券				1	2	3	4	5	6		
	1					円	円	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6		
	改正					円	円	円	年 月 日	年 月 日		7	8	9	10	11	12		
	2					円	円	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6		
	改正					円	円	円	年 月 日	年 月 日		7	8	9	10	11	12		
	3					円	円	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6		
改正					円	円	円	年 月 日	年 月 日		7	8	9	10	11	12			
1か月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日	改正	円						年 月 日	改正	円

2 自動車等利用者 規則第3条第2号	自動車等の使用距離( . km)	円	年 月 日	年 月 日
		改正	円	年 月 日

3 交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円
--	--------------------------	---	-------	----	---	-------	----	---

4 上記1～3以外の通勤者 規則第3条第4号	通勤距離( . km)	円	年 月 日	年 月 日
---------------------------	-------------	---	-------	-------

1か月当たりの運賃等相当額の合計額又は1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき	55,000円×( か月) =	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6
					7	8	9	10	11	12

※ 運賃等の額に改定があった場合における「交通機関等の認定期間」の「年 月 日まで」は、改訂があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等にかかる最後の月)を記入する。